

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

長崎県精神医療センター院長 大塚 俊弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品
寝具一式
- (2) 借入物品の特質性
入札説明書による
- (3) 借入期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 履行場所
大村市西部町 1575-2 長崎県精神医療センター
- (5) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品目ごとに消費税抜き価格相当額（単価）を入札書に記載すること。

また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の年間総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 以下の資格を得ていること。
長崎県精神医療センター寝具賃貸借契約に関する令和7年2月28日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等において定める競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(名称) 長崎県精神医療センター総務課総務医事班

(住所) 〒856-0847 大村市西部町 1575 番地 2

(電話) 0957-53-3103 (代表)

- (2) 申請の時期

この公告の日から令和 7 年 3 月 10 日 (長崎県病院企業団の休日を除く。) までとする。

4 入札参加条件

次の条件をすべて満たしているもの。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者であること。

- (2) 令和 7 年 4 月 1 日より当該賃貸借の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。

- (3) 一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク」の認定を受けている者であること。

- (4) 1 の (3) に定める期間の始期より当該賃貸借の内容を契約に基づき遂行する際の不測の場合に備え、一般社団法人日本病院寝具協会に直ちに業務代行保証を依頼する者であること。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

(名称) 長崎県精神医療センター総務課総務医事班

(住所) 〒856-0847 大村市西部町 1575 番地 2

(電話) 0957-53-3103 (代表)

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

- (1) 公告の日から令和 7 年 3 月 10 日までの間の平日午前 9 時から午後 5 時まで。(長崎県病院企業団の休日を除く)

- (2) 交付場所

5 の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 17 日 (月) 11:30 開始

場所 長崎県精神医療センター 2 階講堂

- (2) 入札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 5 の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額 (単価に年間予定組数を乗じた額の合計額 (消費税及び地方消費税を含む)) の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県精神医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約 (契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む) の 100 分の 5 以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団本部、各病院等、若し

くは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

（2） 契約保証金

契約金額（単価に年間予定組数を乗じた額の合計額（消費税及び地方消費税を含む））の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県精神医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団本部、各病院等、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、（1）から（7）までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- （1） 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が法令の規定に違反したとき。
- （3） 入札者が連合して入札したとき。
- （4） 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （5） 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- （6） 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （7） 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （8） 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- （9） 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- （10） 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- （11） 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- （12） 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- （13） 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- （14） その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、長崎県病院企業団財務規程（平成 21 年 4 月 1 日長崎県病院企業団管理規程第 21 号）第 131 条の規定により作成されたそれぞれの予定単価の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の年間総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。